

宮崎県がん検診受診率向上プロジェクト実施要領

平成22年3月16日
福祉保健部健康増進課

(目的)

第1条 がんの早期発見を推進し、がんによる死亡者数の減少を図るため、官民協働でがん検診の受診率向上に取り組むことを目的として、宮崎県がん検診受診率向上プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）を実施する。

(事業)

第2条 前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 企業との連携によるがん検診の受診促進に関すること。
- (2) 職域におけるがん検診の受診率把握に関すること。
- (3) その他がん検診の受診率向上に関すること。

(組織)

第3条 プロジェクトを推進するため、運営団体及び推進団体を置く。

2 運営団体は、別表に掲げる受診率向上プロジェクト協定企業とし、プロジェクトの運営を行う。

3 推進団体は、別表に掲げる企業・団体とし、前条の事業を推進する。

(会議)

第4条 プロジェクトの事業を推進するため、推進団体による宮崎県がん検診受診率向上委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

2 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は委員会を主宰する。

4 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(事務局)

第5条 プロジェクトを推進するため、事務局を置く。

2 事務局の庶務は、宮崎県健康づくり協会において処理する。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、プロジェクトの実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成22年3月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年7月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年7月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年7月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年6月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年1月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年9月23日から施行する。

附 則
この要領は、平成29年7月7日から施行する。

附 則
この要領は、平成29年9月8日から施行する。

附 則
この要領は、平成30年5月10日から施行する。

附 則
この要領は、平成31年3月13日から施行する。

附 則
この要領は、令和元年8月7日から施行する。

附 則
この要領は、令和3年8月10日から施行する。

附 則
この要領は、令和4年7月20日から施行する。

附 則
この要領は、令和5年10月24日から施行する。

附 則
この要領は、令和8年3月4日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	団 体 名
運営団体	株式会社宮崎銀行 東京海上日動火災保険株式会社 宮崎支店
推進団体	旭化成株式会社 延岡支社 株式会社九電工 宮崎支店 株式会社宮崎銀行 九州電力株式会社 宮崎支店 東京海上日動火災保険株式会社 宮崎支店 全国健康保険協会 宮崎支部 宮崎県国民健康保険団体連合会 公益財団法人宮崎県健康づくり協会 ソーラーフロンティア株式会社 国富工場 アオイ産業有限会社 スパークジャパン株式会社 有限会社 鉦脈社 第一生命保険株式会社 宮崎支社 住友生命保険相互会社 宮崎支社 朝日生命保険相互会社 宮崎支社 大塚製薬株式会社 宮崎出張所 米良電機産業株式会社 中外製薬株式会社 宮崎オフィス 宮崎商工会議所 旭建設株式会社 SOMPO ひまわり生命保険株式会社 宮崎支社 アフラック生命保険株式会社 宮崎支社 株式会社アステム 日本生命保険相互会社 宮崎支社 宮崎県